

## [資料] 緊急通行車両等の事前届出手続要領

### 緊急通行車両等の事前届出手続要領

#### 1 目的

災害時に緊急通行車両等として応急対策活動に従事することが予想される指定行政機関等が保有する車両を事前に届け出ることによって、実際に災害が発生したときの緊急通行車両等の確認事務手続きを簡素化、省力化することを目的とするものです。

(注1) 指定行政機関等とは、災害対策基本法第40条に基づいて、山口県地域防災計画に定める指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関に加え山口県知事、山口県公安委員会と災害時の報道要請に関する協定を締結した報道機関をいいます。

(注2) 緊急通行車両等とは、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送車両で、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の輸送、その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両をいいます。

#### 2 対象車両

事前届出の対象は、指定行政機関等が災害対策基本法第50条第1項の災害応急対策、または大規模地震対策特別措置法第21条第1項の地震防災応急対策を実施するために使用する計画のある車両とします。

#### 3 手続

事前届出の手続は、次の要領により実施します。

##### (1) 事前届出者

事前届出は、指定行政機関等の長、総務担当者、応急業務担当責任者など災害等応急対策の実施について責任を有する者とします。

##### (2) 事前届出先

事前届出は、使用が予定される緊急通行車両等の使用の本拠地を管轄する警察署（交通課）とします。

##### (3) 事前届出に必要な書類

届出にあたっては、次の書類を提出してください。

○緊急通行車両等事前届出書2通（車両1台）

○自動車検査証の写し1通（車両ごと）

(注)・記載要領は別紙を参考としてください。

・事前届出書の様式は、警察署に用意してあります。

##### (4) 事前届出済証の交付

事前届出があった場合は、緊急通行車両等としての要件が備わっているかどうかを審査した後、山口県公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証を交付します。

なお、実際に災害が発生した場合は、交付を受けた事前届出済証を

- ・警察本部（交通規制課）
- ・高速道路交通警察隊
- ・警察署
- ・県

に持参していただきますと緊急通行車両確認証明書と標章を交付します。

届出済証は自動車検査証と一緒に保管するなど保管管理に配慮をお願いします。

(5) 事前届出済証の返納

事前届出済証の交付を受けた車両を廃車したり、そのほか緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、速やかに交付を受けた警察署に同証を返納してください。

(6) 事前届出済証の再交付

事前届出の内容に変更が生じたり、事前届出済証を亡くした場合は、警察署に届け出て再交付の手続をしてください。

再交付の手続は、事前届出の要領と同じです。

4 問い合わせ

事前届出に関する質疑、問い合わせは、

- ・警察本部交通規制課（083-933-0110）
- ・警察署交通課

をお願いします。

緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  山口県公安委員会 殿  (届出者) 住所  電話  法人名 役職名 氏 名		第 号  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日  山口県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		注 1 この届出書は2部作成し、用途を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。  2 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われるときは、この届出済証を近くの警察本部（交通規制課）、高速隊又は警察署に提出し、確認証明書と標章の交付を受けてください。  3 届出内容に変更が生じたり、本届出済証を亡くした場合は、警察署に届け出て再交付を受けてください。  4 次のような場合は、この届出済証を警察署に返納してください。 (1) 緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき  5 この届出済証は、自動車検査証と一緒に保管してください。
車両の用途		
使用者	住所 (電話)	
	氏名	
出発地		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。